

鳥取看護大学・鳥取短期大学と鳥取県教育委員会との 連携協力に関する協定書

鳥取看護大学（以下「甲」という。）、鳥取短期大学（以下「乙」という。）と鳥取県教育委員会（以下「丙」という。）とは、「鳥取県と学校法人藤田学院の連携に関する包括協定」を踏まえ、次のとおり協定書を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙と丙が相互の機能を活用して実践的な連携協力を行い、もって甲及び乙と丙の教育の充実発展に寄与することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲及び乙と丙とが、連携協力する事項は、次のとおりとする。

- （1）高大連携による魅力ある教育活動の推進に関する事。
- （2）教職員の資質・能力の向上に関する事。
- （3）学生、生徒、児童等の教育支援及び社会貢献活動に関する事。
- （4）学校教育及び社会教育における諸課題への対応に関する事。
- （5）その他学校教育等に関し必要と認められる事項に関する事。

（方法）

第3条 甲及び乙と丙とは、連携協力するに当たり、教職員の派遣及び受入れ並びに施設設備の利用等について、互いに便宜を図るものとする。

2 甲及び乙と丙は、連携協力事項の円滑な実施及びさらなる連携の強化のため、定期的に意見交換会を開催するものとする。

（経費）

第4条 甲及び乙と丙との連携協力の伴う経費は、原則として各自が負担する。ただし、特別に教職員の派遣及び受入れを要請した場合には、要請した側がその経費を負担する。

（有効期間）

第5条 この協定書の有効期間は締結の日から翌年3月31日までとする。ただし、この協定書の有効期間の末日2か月前までに、甲乙丙いずれからも別段の申し出がない場合は、さらに1年間更新されるものとし、以後これに準ずるものとする。

（その他）

第6条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に定める事項に疑義が生じた場合には、甲及び乙と丙とが協議して決定する。

2 連携協力の細目その他については、甲及び乙と丙とが協議して別に定めるものとする。

この協定を証するため、本協定書を3通作成し、甲乙丙三者記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和元年 7月23日

甲 鳥取県倉吉市福庭 854

鳥取看護大学

学 長

近 田 敬



乙 鳥取県倉吉市福庭 854

鳥取短期大学

学 長

松 本 典 子



丙 鳥取県鳥取市東町一丁目 271 番地

鳥取県教育委員会

教育長

山 本 仁 志

